

≡≡≡ H型ボラード設置工(耐衝撃性ボラード) ≡≡≡

1. 適用範囲

1-1 標準単価が適用できる範囲

- (1) 車両の衝突に対して抵抗する耐衝撃性のH型ボラードを設置する場合。
耐衝撃性とは、衝突に対して最大4本のH型ボラードで抵抗し、4本のいずれかで車両を押しとどめて歩道側へ大きく進入させない強度(衝突エネルギー85kJ以上)を有することである。
- (2) ピラー型、固定式および取外し式、鋼製およびステンレス製(樹脂カバー有無を問わない)の場合。
- (3) 路上部高さが0.70m~0.85mの場合。
- (4) 設置間隔が1.0m以上1.5m以下の場合。
- (5) 横断歩道開口部及び隅切り部(交差点開口部)に設置する場合。
- (6) 埋設形式が土中式及びコンクリート基礎式(独立基礎)の場合。

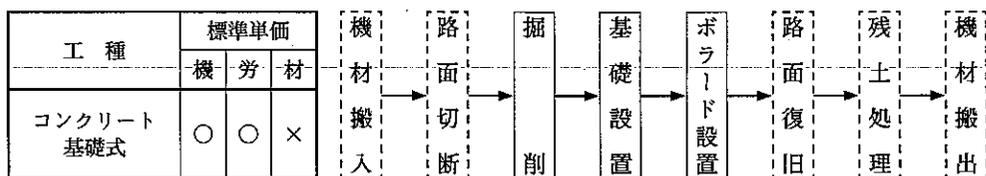
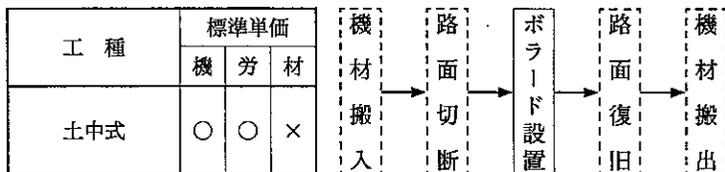
1-2 標準単価が適用できない範囲

- (1) 視覚的な車両進入抑止を目的とするN型ボラード(通常の子止め)を施工する場合
(「車止めポスト設置工」〔国土交通省 土木工事標準歩掛〕に適合する場合)。
- (2) ビーム付きのH型ボラードを施工する場合。
- (3) 埋設形式が土中式で根巻きコンクリートを用いる場合。
- (4) 埋設形式がコンクリート基礎式で連続基礎、または浅埋め込みタイプの場合。
- (5) 事故後の復旧工事で施工を行う場合。
- (6) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○、及びフロー図の実線部分である。



以降のページは「土木施工単価」で確認してください